

## 下妻市所管施設等のロケ地使用について

### 対象施設等

下妻市が所有または管理する施設及び財産等で、その管理者がロケ地使用を認める施設等です。

### 使用希望の申請ができる者

映画やテレビ番組等を制作する者で、市所管施設等をロケ地として使用する際に、市が定める使用許可基準や使用条件を満たすとともに、使用責任を明確にできる者としてします。

加えて、平成 24 年 4 月 1 日から施行された下妻市暴力団排除条例に基づき、暴力団等ではない者とする。

### 使用許可基準

各施設の本来業務に支障がない範囲において、次の基準によって判断します。別紙「ロケ・撮影支援申込に関する同意事項」を遵守し、制作する映像作品等の内容が公序良俗に反しないこと。

ロケ地使用を認められない作品例

- 性、暴力、残酷な描写の撮影
- 麻薬、覚醒剤等の薬物、銃器、刀剣の使用を賛美する作品
- その他著しく反社会的な行動、行為に関する撮影等

### 使用料等

- 1 個別の法律や条例等により設置や管理をしている施設等では、その法律や条例などに定める基準による使用料とします。
- 2 1 の場合のほかは、市が定めた額とします。

### 申込み受付、調整及び使用許可等の手続き

#### 市所管施設等のロケ地使用申込み

(1) 市所管施設等のロケ地使用を希望する者は、概ね 3 週間前までにご連絡ください。

(2) 使用申込みについては「下妻市ロケ・撮影支援申込書(別紙様式 1)」 「下妻市ロケ撮影の実施に関する同意及び誓約書(別紙様式 2)」を提出願います。

施設独自の事情により、別途撮影条件及び提出書類等が付けられる場合があります。施設等の管理者の指示事項を遵守願います。

使用希望日直前の申込みは、手続き上の都合でお受けできませんので、2 週間の余裕をもって申込み願います。

(使用場所によっては、手続きに 1 ヶ月以上の日数が必要な場合があります。)